

# 上市町暴力団排除条例が制定されました。

平成24年4月1日施行!

「上市町暴力団排除条例」は、上市町からの暴力団の排除について基本理念を定め、町民の安全で平穏な生活を確保し、町における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

## 基本理念

暴力団が町民の安全で平穏な生活をおびやかし、町における社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることから、「暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しない」という暴力団追放三ない運動の精神を盛り込み、上市町からの暴力団排除を推進するうえで、町民及び事業者並びに関係行政機関及び関係団体が一丸となり、互いに緊密に連携し、協力して暴力団排除を推進するものです。

### 暴力団追放! 「三ない運動」

1. 暴力団を「**恐れない**」
2. 暴力団に「**金を出さない**」
3. 暴力団を「**利用しない**」



#### 町の役割

関係行政機関及び関係団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものです。



#### 町民等の役割

町民及び事業者は、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものです。



#### 町の事務・事業における措置

暴力団員や暴力団と密接な関係にある者を、公共工事等の入札に参加させないなど、町の事務事業から排除するものです。



#### 町民等に対する支援

暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、町民等に対し、情報の提供等の支援を行うものです。



#### 青少年に対する教育

青少年が暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、青少年に対する教育を行うものです。



#### 祭礼等からの暴力団排除

祭礼や興行等の事業主催者は、その運営に暴力団を関与させないよう必要な措置を講ずるよう努めるものです。



「上市町暴力団排除条例」に関するお問い合わせ  
上市町・町民課・生活環境班 (☎076-472-1111)

#### 暴力団に関する相談窓口

富山県上市警察署・刑事課 (☎076-472-0110)

富山県警察本部・組織犯罪対策課 (☎076-441-2211)